

次の人は、税務署で確定申告を！

- 確定申告書の控えに受付印が必要
- 住宅借入金等特別控除を受ける
- 平成31年(令和元年)分以外の確定申告をする
- 収支内訳書の内容を相談したい
- 不動産や株式などの譲渡所得がある
- 青色申告をする
- 亡くなった人の申告をする
- 申告分離課税を選択した配当所得がある
- 1月1日時点で、湖南省に住民票がない

水口税務署確定申告会場

- 開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
 - 場所 水口社会福祉センター
 - 受付時間 午前9時～午後4時
- ※期間中、税務署庁舎内での申告相談は行いません。作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみ行います。
- ※申告に必要な書類を持参し、国民健康保険料(税)などの支払金額を事前に調べてきてください。

問水口税務署 ☎62・0314(代)

還付申告会場

- 開設期間 2月5日(水)～7日(金)
 - 場所 共同福祉施設(サンライフ甲西)
 - 開設時間 9時30分～正午、午後1時～4時
- ※収入が「給与のみ」「年金のみ」「給与と年金のみ」の人が対象です。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

マイナンバーカードは公的な身分証明書として使用でき、証明書のコンビニ交付などのサービスが利用可能です。

【実施日・実施場所】

2月9日(日) 午前9時～正午 市役所東庁舎 1階 市民課

マイナンバーカードを作りたくても時間がない、申請方法が分からないという人のために、写真撮影・申請書発送など、無料でお手伝いをします。 ※カードができるまでには1～2か月程度かかります。

申請の流れ

①本人確認

次の本人確認書類(原本)が必要です。

A 1点 (官公署が発行した顔写真付のもの)	住民基本台帳カード(写真付き)、旅券、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
B Aがない場合2点 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの	健康保険証、年金証書、年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、社員証、学生証、医療受給者証、福祉医療受給券など

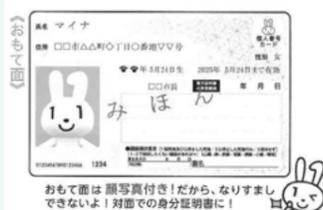
②写真撮影

持ち込み写真の使用を希望する場合は、縦4.5cm×横3.5cmの写真を用意してください。(6か月以内に撮影したもの。無帽、正面、無背景)

③申請書の記入

印鑑が必要です。

マイナンバーカードは、スマートフォンでも申請できます。詳しくはマイナンバー総合サイトをご覧ください。



休日交付も実施します

すでにカードの申請をしていて、交付通知書兼照会書(はがき)が手元に届いている人が対象です。平日に市役所へカードを取りに来ることができない人は、ぜひご利用ください。

●交付時に必要な書類

- ①マイナンバー通知カード
- ②本人確認書類A 1点、またはB 2点
- ③必要事項を記入した交付通知書兼照会書(はがき)
(紛失した場合は、上記の本人確認書類とは別にAまたはBが1点必要)
- ④住民基本台帳カード(持っている人のみ)

問市民課(東庁舎)

☎71・2323 ☎72・2460

確定申告の準備はお済みですか？

申告期間 **2月17日(月)～3月16日(月)**

問税務課(東庁舎)
☎71・2319 ☎72・2460

税務署や市の申告相談会場は大変混雑します。申告相談会場に行く前に、申告に必要な書類を十分に確認しておいてください。

確定申告相談日程

■ 受付時間 午前9時～午後3時

※予定人数に達した場合、時間内でも受付を締め切ります。

■ 受付人数 120人



相談日	会場	相談日	会場
2月18日(火)	菩提寺まちづくりセンター	3月4日(水)	市民学習交流センター (サンヒルズ甲西)
2月19日(水)		3月5日(木)	
2月20日(木)		3月6日(金)	
2月21日(金)	西庁舎	3月10日(火)	共同福祉施設 (サンライフ甲西)
2月26日(水)		3月11日(水)	
2月27日(木)		3月12日(木)	
2月28日(金)		3月13日(金)	
3月2日(日)			

※対象地域は指定していません。

●税務課(東庁舎)での申告受付は行っていません。

●事業所得や不動産所得、農業所得を申告する場合は、収支内訳書が必要です。初めて申告する人で作成方法が分からない人は、事前に税理士や税務署などに相談してください。

申告書などはスマホ・タブレットやパソコンで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を利用して、スマホやタブレット、パソコンから申請書を作成することができます。作成した申告書は、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①インターネット(e-tax)で提出
- ②印刷して添付書類とともに郵送などで提出

近畿税理士会水口支部主催

確定申告無料相談会

■ 日時 2月17日(月)・18日(火)

午前9時30分～午後4時

■ 場所 水口納税協会

■ 定員 各日10人

※要事前予約

問永野税理士事務所 ☎88・3758

申告に必要なもの

<一般的なもの>

- ・収入がわかる書類
(源泉徴収票、事業・農業・不動産の収支内訳書、配当や個人年金、満期返戻金などの支払通知書)
- ・ハガキなどが税務署から送付されている人は、その書類一式
- ・認印(スタンプ印は不可)
- ・本人名義の預貯金口座番号などの分かるもの
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード(お持ちでない人は、通知カードと運転免許証・健康保険証など)

<各控除に必要なもの>

令和元年(平成31年)中に支払った保険料の控除証明書や医療費控除の明細書、障害者手帳などの証明の写し